

# 令和3年度 市民税・道民税申告の手引き

ご記入の前にお読みください

## ■市民税・道民税申告書(以下、「市民税申告書」といいます)とは

市民税・道民税(あわせて「個人住民税」ともいいます)の税額計算のために、前年の所得や控除の内容を申告するための書類です。

令和3年度の税額は令和2年1月～12月の所得や控除を基に計算しますので、その期間の内容について記入してください。

## ■確定申告が必要となる方は、市民税申告ではなく確定申告を行ってください。

### ●確定申告が必要となる方の例

①	天引きになった所得税の還付を受ける方(天引きになった所得税額は源泉徴収票の「源泉徴収税額」欄に記載されています)
②	公的年金収入が合計400万円を超える方
③	公的年金収入が合計400万円以下でも、公的年金以外の所得が20万円を超える方
④	給与収入があるが年末調整が済んでいない方

※ ①～④に該当しなくても、法令の定めにより、確定申告が必要となる場合があります。詳しくは市民税課にお問い合わせください。

## ■市民税申告が必要となる方

基本的には、確定申告が必要となる方以外は市民税申告書の提出が必要です。

ただし、確定申告をされた場合はその内容が税務署を通じて、江別市へ届きますので市民税申告書を提出する必要はありません。

### ●市民税申告が必要となる方の例

- ① 公的年金収入が400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得が20万円以下の方
- ② 合計所得金額(※)が下記の基準より多い方

扶養親族の人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
合計所得金額	45万円	101万円	136万円	171万円	206万円	241万円

扶養親族の人数は、公的年金等の源泉徴収票などで確認してください。

本人が障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除の対象となる方、未成年(平成13年1月3日以降生まれ)で婚姻歴のない方	合計所得金額 135万円
---	-----------------

※合計所得金額については、4ページ「①所得金額」の所得表・速算表で計算してください。

(寡婦控除・ひとり親控除については5ページの「◎その他の控除」、障害者控除については6ページの「◎障害者控除」でご確認ください。)

- ◆ ①、②に該当する場合、市民税申告書を提出されないと市民税・道民税額が高く計算されてしまう場合がありますので、ご注意ください。
- ◆ ①、②に該当する場合でも、天引きになった所得税の還付を受ける場合には確定申告をしてください。(市民税申告書を提出しても所得税の還付は受けられません。また、確定申告をすれば市民税申告は必要ありません。)  
なお、②の基準以下の方は原則として市民税申告の必要はありませんが、国民健康保険に加入されている方や税金関係の証明書が必要となる方などは申告が必要となる場合があります。

## ■ 申告書受付会場

日 程	会 場	受 付 時 間
2月4日(木) ～3月15日(月) 土曜日・日曜日・祝日など の開庁日を除く	江別市民会館21号室 【江別市高砂町6番地】	9:00～11:30 13:00～15:45 ※3月15日(月)は15:00まで
2月1日(月)・ 2月2日(火)	大麻集会所 (市役所大麻出張所2階) 【江別市大麻中町26番地の4】	9:30～11:30 13:00～15:45 ※来場者が多い場合は、途中で受け付けを終了することがあります。

※大麻集会所では確定申告は受付できません。市民税申告のみの受付となります。

### ◎江別市民会館での申告の事前予約について

新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み、一部事前予約制を導入し感染防止を図ります。

予約なしでも申告できますが、予約者が優先となります。予約を希望される方は、下記の受付期間内に申込先へ電話か来庁し、予約の申込をお願いします。

予約受付期間	令和2年12月1日(火)～令和3年1月29日(金)の開庁時間内
予約枠	申告期間中の9時～11時30分、13時～15時30分の間で、毎時00分開始と30分開始の2枠。 ※3月15日(月曜日)は14時30分まで。
予約できる人	本人または本人と同一世帯に属する方。
予約申し込み先	市民税課への電話もしくは本庁舎10番、11番窓口へ来庁し、希望日時をお伝えください。 TEL:011-381-1012(市民税課)
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦など複数人で申告される場合、一枠ずつ予約する必要があります。</li> <li>・当日、予約時間までに受け付けしなかった場合はキャンセル扱いとなります。</li> <li>・当日の混雑状況によって、予約時間より遅れてしまう場合があります。</li> <li>・予約後に都合がつかなくなった場合は、早めの連絡をお願いします。</li> </ul>

### 申告受付会場で市民税申告書を提出される場合の 添付書類 に関する注意事項

- ☆ 公的年金を受給されている方で、源泉徴収票がまだお手元に届いていない方は、到着後に原本をご持参の上、申告書を提出してください。なお、日本年金機構からの公的年金等の源泉徴収票は、例年1月末から2月上旬頃までに送付されています。
- ☆ 国民健康保険料(税)や後期高齢者医療保険料、介護保険料を納付書払いしている方で納期どおりお納めいただいている方は、通常は、お支払いが年度をまたぎます。今年度でいえば平成31年度と令和2年度の両年度が必要となります。なお、上記の保険料および税を口座振替している方には、「口座振替済通知書」が市役所から1月中旬頃発送されますので、通知書の内容をご確認のうえご持参ください。
- ☆ 医療費控除を受けられる方は、領収書の提出は不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となっています。医療費の領収書は自宅等で5年間保存してください。医療費控除の明細書には、医療を受けた方ごとに、病院や薬局などの支払先、医療費の区分、令和2年の1月1日から12月31日までにお支払いになった医療費の額を記入し、生命保険などで補填される金額があればそれも記入してください。※通常の医療費控除と医療費控除の特例制度(セルフメディケーション税制)との併用はできません。
- ☆ 各源泉徴収票、生命保険料や地震保険料の控除証明書、各社会保険料の控除証明書・領収書等の添付書類や障害者手帳等は、原本を職員に提示していただくだけでかまいません(コピーをとらせていただく場合があります)。

### 郵送で市民税申告書を提出される場合の 添付書類 に関する注意事項

- ☆ 郵送で提出される場合については、必ず申告書裏面の「①所得金額」及び「②所得から差し引かれる金額」「③その他」に記入した各源泉徴収票、生命保険料や地震保険料の控除証明書、各社会保険料の控除証明書・領収書等の添付書類や障害者手帳等のコピーを提出してください。原本を提出された場合は、原則としてお返ししませんのでご了承ください。

# 医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和2年1月1日から12月31日までに支払った医療費がある場合は、次の計算式によって計算した金額を医療費控除として200万円を限度に所得から差し引くことができます。

☆ 所得の合計額が200万円以上の方

(支払った医療費)-(保険金などで補填される金額)-10万円 = 控除額

☆ 所得の合計額が200万円未満の方

(支払った医療費)-(保険金などで補填される金額)-(所得の合計額の5%) = 控除額

**医療費控除で  
医療費は還付されません**

医療費控除は医療費が還付される制度ではなく、所得から控除して計算することで、所得税の還付や減額、住民税の減額をする制度です。

医療費控除や医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）に関する詳しい内容（対象となる医療費など）は、税務署発行のパンフレットや、国税庁ホームページをご覧ください。

**医療費  
控除の  
明細書  
記載の例**

## 平成令和 2 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住所 \_\_\_\_\_ 氏名 **江別 幸太郎**

**1 医療費通知に関する事項**

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(4)を記入します。  
 ※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の各項目が記載されたものをいいます。  
 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)  
 ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた病、④療養を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥被保険者等の名称

医療費通知に記載された医療費の額	(1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円 ②	円 ④	円 ⑥

**2 医療費(上記1以外)の明細** (領収書1枚)ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局等の支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
江別 幸太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,909 円	
江別 幸太郎	××薬局	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	1,562	
江別 幸太郎	〇〇病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	93,567	
江別 幸太郎	JR、〇〇バス	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	11,400	
江別 幸子	△△産科医院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,690	
江別 幸子	□□病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	186,290	95,000
江別 幸子	JR、〇〇バス	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	3,800	
江別 幸子	□△ドラッグストア	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,300	
2 の 合 計			310,518	95,000
医療費の合計			A (②+④) 310,518 円	B (⑤+⑥) 95,000 円

医療保険者が発行する医療費通知を添付すると「2医療費(上記1以外)の明細」欄の記入を省略できます

**3 控除額の計算**

支払った医療費 (合計)	310,518 円	A
保険金などで補てんされる金額	95,000	B
差引金額 (A - B)	215,518	C
所得金額の合計額	1,315,455	D
D × 0.05 (赤字のときは0円)	65,772	E
Eと10万円のいずれか少ない方の金額	65,772	F
医療費控除額 (C - F)	149,746	G

※(注) 次の場合には、それぞれ別途を加算します。  
 ・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額  
 ・ほかに専ら労働者等の所得がある場合・・・その所得金額(特別控除後の金額)  
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記します。

※令和2年度(平成31年1月1日～令和元年12月31日分医療費)までの申告については、従来どおり領収書の提出によることもできます

# 申告書記載例 ① (申告書二面)

※申告書へのご記入にあたっては、こちらの「二面」からお始めください。

(注意) 確定申告が必要となる方は、この市民税申告書を使用せずに確定申告を行ってください。  
確定申告となるか、市民税申告となるかは、1ページの「ご記入の前にお読みください」をご覧ください。

## ①所得金額

給与収入や公的年金等の収入金額(源泉徴収票の『支払金額』)から所得を次の表で計算します。

◎ 給与所得のある方  
『簡易給与所得表』 単位:円

給与収入の合計額	給与所得	給与収入の合計額	給与所得
~1,618,999	収入-550,000 (マイナスの場合は0)	1,624,000~1,627,999	1,074,000
1,619,000~1,619,999	1,069,000	1,628,000~1,799,999	(A×2.4)+100,000
1,620,000~1,621,999	1,070,000	1,800,000~3,599,999	(A×2.8)-80,000
1,622,000~1,623,999	1,072,000		

※A = 収入 ÷ 4(千円未満切り捨て)

### ※所得金額調整控除

次の①もしくは②のいずれか又は両方に該当する場合、それぞれの算式により算出した金額を給与所得から控除します。①と②の両方に該当する場合、①から②の順番に控除します。

#### ①子供・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除

- ・給与等の収入が850万円を超え、(ア)~(ウ)のいずれかに該当する方が対象
- ・給与収入金額(上限1,000万円-850万円)×10%(千円未満切り上げ)

- (ア) 本人が特別障害者に該当する。
- (イ) 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

#### ②給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

- ・給与所得(上限10万円)+公的年金所得(上限10万円)-10万円

## ◎ 雑所得のある方

『公的年金等にかかる雑所得の速算表』 単位:円

公的年金等収入の合計額①	雑所得②
<b>(昭和31年1月2日以降生まれの方)</b>	
~1,299,999	収入-600,000 (マイナスの場合は0)
1,300,000~4,099,999	(収入×0.75)-275,000
<b>(昭和31年1月1日以前生まれの方)</b>	
~3,299,999	収入-1,100,000 (マイナスの場合は0)
3,300,000~4,099,999	(収入×0.75)-275,000

上記の速算表は、『公的年金等にかかる雑所得』以外の合計所得金額が1,000万円以下の方が対象です。

## ◎ 医療費控除

令和3年度の申告では、令和2年1月1日~12月31日までに負担した金額の合計額を記入してください。  
※計算方法等については3ページをご覧ください。

公的年金以外の雑所得がある場合、業務とその他に分けて収入と必要経費を①~④へ記入してください。

◎ 雑(業務)  
→原稿料などの副収入やシルバー人材センターからの作業報酬、就労継続支援B型の工資による所得

◎ 雑(その他)  
→生命保険の年金などによる所得

※一面の配偶者の合計所得金額も、これらの表に従って計算してください。

## ① 所得金額

所得の種類	所得金額	所得控除	所得金額
給与所得			
退職所得			
不動産所得			
利子所得			
配当所得			
給与			
公的年金等	日本年金機構 2,415,455		1,315,455
雑所得			
その他			
合計			1,315,455

## ② 所得から差し引かれる金額

控除の種類	控除額	控除後の金額
国民健康保険料		
国民年金保険料		
小規模企業共済等掛金		
生命保険料	△生命 195,300	195,300
介護保険料	〇〇生命 30,000	30,000
雑所得		
介護医療保険	△△生命 90,800	90,800
地租		
地震保険料	〇〇確保 35,000	35,000
雑所得		
損害保険料	△△確保 40,000	40,000
合計		499,746

## ③ その他

控除の種類	控除額	控除後の金額
株式等譲渡所得割額		
住宅借入金等特別控除		
寄附金控除		
給付・公的年金		
合計		

◎ ③その他  
ここでは、配当割額控除額、株式等譲渡所得割額控除額、寄附金控除、住宅借入金等特別控除、給与・年金以外の納税方法などに関するものを記載してください。

## ②所得から差し引かれる金額

### ◎ 社会保険料控除

期別や年度に関係なくあなたが令和2年1月1日から12月31日までに  
お支払いになった国民健康保険・国民年金・介護保険料等の金額を種  
類ごとに記入してください。  
※国民年金保険料の控除を受ける場合は、必ず控除証明書の原本を提  
示してください。  
※国民年金保険料を2年前納した場合、保険料を納めた年に控除する方  
法と、各年分の保険料に相当する額を各年に控除する方法があります。

### ※ 配偶者等の社会保険料について

配偶者等の年金収入等から源泉徴収(天引き)されたり、配偶者等名義  
の口座から引き落とされた社会保険料は申告者ご本人の社会保険料控  
除に加えることはできませんので、ご注意ください。  
なお、あなた名義の口座振替から引き落とされた場合には、あなたの  
控除の対象になります。

### ◎ 生命保険料・地震保険料控除

保険会社等が発行した令和2年の控除に関する証明書類に記載され  
ている支払金額を種類の区分ごとに記入してください。  
※控除証明書を提示してください。  
※7ページの「所得控除」の欄へ記載の際は、8ページの『住民税の  
生命保険料控除計算表』をご参照ください。

### ◎ その他の控除...該当箇所を○で囲んでください。

- (1) 寡婦控除... (2) の「ひとり親控除」に該当をしない方で、次の①~③に該当をする方。  
① 合計所得金額が500万円以下の方。  
② 以下のいずれかに該当をする方  
・夫と死別をした後、婚姻をしていない方または夫が生死不明などの方。  
・夫と離別をした後、婚姻をしていない方で、合計所得金額が48万円以下の扶養親族を有する方。  
③ 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない方(※)。

- (2) ひとり親控除... 現在、婚姻をしていない方または配偶者が生死不明などの方で、次の①~③に該当をする方。  
① 合計所得金額が500万円以下の方。  
② 総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること  
③ 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいない方(※)。

(※) 事実上の婚姻関係と同様の事情にあると認められる方  
→住民票の続柄が「夫(未届)」や「妻(未届)」などと記載されている方を指します。

- (3) 勤労学生控除  
学生・生徒で前年の合計所得金額が75万円以下であり、かつその所得のうち給与所得以外の所得が10万円以下の方(学生証のコピーを添付してください)。

# 申告書記載例 ② (申告書一面)

◇源泉徴収票・支払った社会保険料のわかるもの(国民健康保険やその他健康保険料、介護保険料の領収書・口座振替済通知書・国民年金控除証明書等)・生命保険料や地震保険料の控除証明書を提示願います。

なお、源泉徴収票を郵送する場合は、原本ではなく、必ずコピーを同封してください。

◇障害者控除がある場合は、必ず障害者手帳等の提示をお願いします(郵送の場合はコピーを添付してください)。

## ②所得から差し引かれる金額

### ◎障害者控除

あなたや、あなたの控除対象配偶者や扶養親族(16歳未満及び同一生計配偶者を含む)が障害者である場合、その方の氏名を記入して下さい。また、下記に該当する方は特別障害者となりますので氏名を○で囲んでください。

- (1) 身体障害者手帳で1級または2級
- (2) 療育手帳でA判定
- (3) 精神障害者保健福祉手帳で1級
- (4) 介護保険法の要介護認定4～5で障害者控除対象者認定書の交付を受けている人

※介護保険法の要支援2以上の認定を受けている方については、市の介護保険課に申請し「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることで障害者控除の対象となります。

ただし、認定書下段の有効期間に令和2年12月31日が含まれていなければなりません(令和2年1月～12月の間に亡くなった場合は、有効期間に死亡日が含まれていなければ適用できません)。

### ◎配偶者(特別)控除

※配偶者控除と配偶者特別控除の両方を受けることはできません。

あなたの配偶者の前年の合計所得が133万円以下の場合に、配偶者の氏名・生年月日・合計所得金額等を記入してください。

◇配偶者控除: 合計所得金額が48万円以下  
→控除額33万円(昭和26年1月1日以前生まれの方は38万円)  
※他の方の扶養親族である場合は除きます。

◇配偶者特別控除: 合計所得金額が48万円超133万円以下  
→下表の控除額は、あなたの合計所得金額が900万円以下の場合です。900万円超1,000万円以下の方はお問い合わせください。

配偶者の合計所得金額	控除額
48万円超100万円以下	33万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	26万円
110万円超115万円以下	21万円
115万円超120万円以下	16万円
120万円超125万円以下	11万円
125万円超130万円以下	6万円
130万円超133万円以下	3万円

※配偶者の合計所得金額は「申告書記入例①(申告書二面)」の所得表・速算表で計算してください。

### ◎扶養控除

あなたの親族(配偶者除く)で、前年の合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合(他の方の扶養親族である場合は除きます。)は、その方の氏名・続柄・生年月日・備考(同居・別居)・個人番号を記入してください。(16歳以上か16歳未満かによって記載する欄が違いますので、ご注意ください。)

宛先 江別市長 令和3年 2月 14日提出  
現住所 067-8674  
1月1日時点の住所 江別市高砂町6番地 同上

### ② 所得から差し引かれる金額(二面のつづき)

障害者控除  
氏名 江別 幸子 (特別障害者はお名前を○で囲んでください)

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者  
配偶者氏名 エベツ サチコ 生年月日 28 7 31  
氏名 江別 幸子 合計所得金額 0  
個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2

扶養控除  
氏名 続柄 生年月日 備考  
16歳未満 個人番号 同居・別居  
16歳以上 個人番号 同居・別居  
16歳以上 個人番号 同居・別居

③ 16歳未満の扶養親族  
氏名 続柄 生年月日 備考  
個人番号 同居・別居  
個人番号 同居・別居  
個人番号 同居・別居

④ 事業専従者  
氏名 続柄 生年月日 専従者給与額  
個人番号 同居・別居

⑤ 前年状況の記載欄  
1. つぎの人の控除対象配偶者または扶養親族でした。  
その方の住所 \_\_\_\_\_ あなたの続柄 \_\_\_\_\_  
その方の氏名 \_\_\_\_\_  
2. 課税の対象とならない所得がありました。  
(該当するものを○で囲んでください)  
(1) 遺族年金・恩給 (2) 障害・傷病年金 (3) 失業給付金・労災保険 (4) 老齢福祉年金 (5) 生活保護  
3. その他 (該当するものを○で囲んでください)  
(1) 親・子の援助 (2) 預貯金の取崩し (3) その他 \_\_\_\_\_  
4. 勤務先から源泉徴収票が交付されました。  
(源泉徴収票の写しを提出してください。)

⑥ 所得金額調整控除に関する事項  
氏名 続柄 生年月日 別居の場合の住所  
個人番号 同居・別居  
個人番号 同居・別居  
個人番号 同居・別居

【同一生計配偶者】  
あなたの前年の合計所得金額が1,000万円を超え、配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の方は□にチェックしてください。

### ◎所得金額調整控除

子供・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除に該当する方は、4ページの(ア)～(ウ)の対象者の氏名・続柄・生年月日・個人番号・別居している場合は住所をご記入ください。対象者が特別障害者に該当する場合は障害等級別もご記入ください。

※申告書へのご記入にあたっては、「二面」からお始めください。

氏名、フリガナ、個人番号を記載のうえ、氏名欄右横に押印してください。  
 ※申告の際は、個人番号(マイナンバー)の記載が必要です。ご提出の際は、申告者ご本人の個人番号カードの提示か、番号確認書類(通知カードや個人番号の記載がある住民票の写し、住民票記録事項証明等)と身元確認書類(運転免許証や健康保険証等)の提示が必要です。  
 ※郵送で提出する場合は、確認書類のコピーを同封してください。  
 ※控除対象配偶者、扶養親族などの確認書類は不要です。  
 ※通知カードは記載事項に変更がない場合または正しく変更手続がとられている場合に限りご使用いただけます。

年度 (市民税・道民税) 申告書  
 (国民健康保険税)

フリガナ 氏名 エベツ コウタロウ  
 (必ずフリガナを) 江別 幸太郎

個人番号 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2

大平・令 28 3 15 生 電話番号 000-0000

①所得金額

4・5ページの申告書記載例①(申告書二面)から収入金額・所得金額を書き写してください。

①所得金額

4ページの所得金額調整控除が適用される方は、下記に従い区分欄に番号をご記入ください。  
 1: 所得金額調整控除の①に該当  
 2: 所得金額調整控除の②に該当  
 3: ①と②の両方に該当

給与(収入金額)	区分	⑥	
公的年金等(二面の②の金額)	⑦		1,315,455
業務(二面の③の金額)	⑧		
その他(二面の④の金額)	⑨		
合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		1,315,455
総合課税			
短期(二面の⑤の金額)	⑪		
長期(二面の⑥の金額)	⑫		
一時(二面の⑦の金額)			
合計	⑬		1,315,455

所得控除

こちらの欄に記載する際は下記表の住民税の所得控除額をご覧ください。  
 生命保険料の控除額は8ページの『住民税の生命保険料控除計算表』を、地震保険料の控除は8ページの『住民税の地震保険料控除計算表』をご参照ください。

(参考) 所得控除の所得税と住民税の違い

- ◇ 所得控除額が同じもの
  - ・・・ 医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、雑損控除
- ◇ 所得控除額が異なるもの
  - ・・・ 下記のとおり

(住民税: 令和3年度、所得税: 令和2年分)

所得控除	住民税	所得税
配偶者控除	33万円	38万円
老人配偶者控除 …昭和26年1月1日以前生	38万円	48万円
扶養控除 (平成17年1月2日以降に生まれた方及び昭和26年1月1日以前に生まれた方を除く)	33万円	38万円
特定扶養控除 (平成10年1月2日から平成14年1月1日生)	45万円	63万円
老人扶養控除 …昭和26年1月1日以前生 (同居老親等扶養控除)	38万円 (45万円)	48万円 (58万円)
配偶者特別控除(限度額)	33万円	38万円
生命保険料控除(限度額)	7万円	12万円
地震保険料控除(限度額) (旧長期損害保険料のみの場合の限度額)	2万5千円 (1万円)	5万円 (1万5千円)
障害者控除 特別障害者控除	26万円 30万円	27万円 40万円
同居特別障害者 (同居している控除対象配偶者、同一生計配偶者、扶養親族(16歳未満含む)が特別障害者の場合の加算後)	(53万円)	(75万円)
寡婦控除	26万円	27万円
ひとり親控除	30万円	35万円
勤労学生控除	26万円	27万円
基礎控除(合計所得2,400万円以下)	43万円	48万円

所得控除

	住民税	所得税
社会保険料控除 ⑬	101,100	
小規模企業共済等掛金控除 ⑭		
生命保険料控除 ⑮	70,000	
地震保険料控除 (二面の⑦の金額) ⑯	25,000	
障害者、高齢者、ひとり親、勤労学生( )控除 ⑰		260,000
配偶者特別控除 ⑱	330,000	
扶養控除 ⑳		
基礎控除 ㉑	430,000	
⑬から⑳までの計 ㉒	1,216,100	
雑損控除 ㉓		
医療費控除 ㉔	149,746	
寄附金控除 ㉕	税額控除	
合計 ㉖	1,365,846	

所得税の  
 記入  
 不要  
 欄  
 は

配偶者特別  
 控除の場合  
 は区分欄に  
 1を記入。

セルフメディケーション税制を  
 適用した場合は区分欄に1を記入。

# 住民税の生命保険料控除計算表

◎旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく保険料)

区分	旧 生命保険料	旧 個人年金保険料
支払った保険料の金額	(合計) _____円 ①	(合計) _____円 ②
①②の金額	控除額	控除額
~15,000円	①の金額 _____円	②の金額 _____円
15,001円 ~40,000円	①×1/2+7,500円 _____円 ③	②×1/2+7,500円 _____円 ④
40,001円 ~70,000円	①×1/4+17,500円 _____円	②×1/4+17,500円 _____円
70,001円~	35,000円	35,000円

◎新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等に基づく保険料)

区分	新 生命保険料	新 個人年金保険料	介護医療保険料
支払った保険料の金額	(合計) _____円 ⑤	(合計) _____円 ⑥	(合計) _____円 ⑦
⑤⑥⑦金額	控除額	控除額	控除額
~12,000円	⑤の金額 _____円	⑥の金額 _____円	⑦の金額 _____円
12,001円 ~32,000円	⑤×1/2+6,000円 _____円 ⑧	⑥×1/2+6,000円 _____円 ⑨	⑦×1/2+6,000円 _____円 ⑩
32,001円 ~56,000円	⑤×1/4+14,000円 _____円	⑥×1/4+14,000円 _____円	⑦×1/4+14,000円 _____円
56,001円~	28,000円	28,000円	28,000円

◎旧契約+新契約

合計	③+⑧ (限度額28,000円) ((③のみについて適用を受ける場合は、限度額35,000円) ⑪	④+⑨ (限度額28,000円) ((④のみについて適用を受ける場合は、限度額35,000円) ⑫	⑩ (限度額28,000円) ⑬
----	--	--	------------------

●生命保険料控除額

生命保険料控除額	(限度額70,000円)
⑪+⑫+⑬	_____円

# 住民税の地震保険料控除計算表

保険契約の別に証明された支払保険料	控除額
地震保険料 (合計) _____円 A	~50,000円 A×1/2 _____円 C
旧長期損害保険料 (合計) _____円 B	50,001円~ 25,000円
	~5,000円 Bの金額 _____円 D
	5,001円~15,000円 B×1/2+2,500円 _____円
	15,001円~ 10,000円

●地震保険料控除額

地震保険料控除額	(限度額25,000円)
C+D	_____円